# 淀川水系流域委員会
## 委員会ニュース

No.13 2002年9月発行

http://www.yodoriver.org

CONTENTS

●第13回委員会の内容……P.1

●第13回委員会の資料より抜粋……P.8

●これまで開催された委員会および部会等について……P.10

◇当日資料の閲覧・入手方法……P.11

*平成14年7月30日（火）、第13回委員会が開かれました。*

【ぱ・る・るプラザ京都にて】

# 委員会委員リスト

2002.7.30現在

（五十音順、敬称略）

| № | 氏名 | 対象分野 | 所　属　等 | 備考（兼任） |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 芦田　和男<br>（委員長） | 河川環境一般 | 京都大学　名誉教授<br>財団法人　河川環境管理財団　研究顧問 | - |
| 2 | 池淵　周一 | 水資源(水文学、水資源工学) | 京都大学防災研究所　教授 | 猪名川部会 |
| 3 | 今本　博健 | 洪水防御(河川工学、水理学) | 京都大学　名誉教授 | 淀川部会 |
| 4 | 植田　和弘 | 経済 | 京都大学大学院経済学研究科　教授 | - |
| 5 | 江頭　進治 | 河道変動 | 立命館大学理工学部　教授 | 琵琶湖部会 |
| 6 | 嘉田　由紀子 | 地域・まちづくり<br>(環境社会学、文化人類学、住民参加論) | 京都精華大学　教授<br>滋賀県立琵琶湖博物館　研究顧問 | 琵琶湖部会 |
| 7 | 川上　聰 | 地域の特性に詳しい委員<br>(水環境保全ネットワーキング・市民活動) | 川の会・名張　事務局、<br>近畿水の塾幹事 | 淀川部会 |
| 8 | 川那部　浩哉<br>（琵琶湖部会長） | 生態系 | 京都大学　名誉教授<br>滋賀県立琵琶湖博物館　館長 | 琵琶湖部会 |
| 9 | 倉田　亨 | 農林漁業 | 近畿大学　名誉教授 | 琵琶湖部会 |
| 10 | 宗宮　功 | 水質(水質工学) | 京都大学　名誉教授、<br>龍谷大学　教授 | 琵琶湖部会 |
| 11 | 谷田　一三 | 動物(河川生態学、昆虫分類系統学) | 大阪府立大学総合科学部　教授 | 淀川部会 |
| 12 | 塚本　明正 | 地域の特性に詳しい委員<br>(幅広い分野の人のネットとコーディネイト) | 川とまちのフォーラム・京都　世話役 | 淀川部会 |
| 13 | 寺川　庄蔵 | 地域の特性に詳しい委員<br>(自然・環境問題全般) | びわ湖自然環境ネットワーク　代表 | 琵琶湖部会 |
| 14 | 寺田　武彦<br>（淀川部会長） | 法律 | 弁護士<br>日弁連公害対策・環境保全委員会　元委員長 | 淀川部会 |
| 15 | 中村　正久 | 水環境(環境政策、環境システム工学) | 滋賀県琵琶湖研究所　所長 | 琵琶湖部会 |
| 16 | 尾藤　正二郎 | マスコミ | 神戸親和女子大学文学部　教授 | - |
| 17 | 桝屋　正 | 地域の特性に詳しい委員 | 地球環境関西フォーラム　事務総長 | 淀川部会 |
| 18 | 水山　高久 | 治山・砂防 | 京都大学大学院農学研究科　教授 | 琵琶湖部会 |
| 19 | 三田村　緒佐武 | 環境教育(水環境教育、生物地球化学) | 滋賀県立大学環境科学部　教授 | 琵琶湖部会 |
| 20 | 山村　恒年 | 法律(行政法、環境法) | 弁護士<br>元神戸大学教授 | - |
| 21 | 吉田　正人 | 自然保護(自然保護、生態学) | 財団法人　日本自然保護協会　常務理事 | - |
| 22 | 米山　俊直<br>（猪名川部会長） | 水文化 | 京都大学　名誉教授<br>大手前大学　学長 | 猪名川部会 |
| 23 | 鷲谷　いづみ | 植物(植物生態学、保全生態学) | 東京大学大学院農学生命科学研究科　教授 | - |

注1：対象分野欄の（　）は委員の専門を示しています。
注2：山村委員は平成14年5月15日付けで委員会委員に就任されました。

淀川水系流域委員会
委員会ニュース No.13

# 第13回委員会の内容

15名の委員が出席して、審議が行われました。最終提言に向けた委員会のスケジュールが話し合われた後、ワーキンググループからの報告と関連して、河川管理者より水資源開発基本計画について説明が行われ、委員との意見交換が行われました。その他、規約改正についても議論が行われました。

## 第13回委員会結果概要（暫定版）

庶務作成

開催日時：2002年7月30日（火）　13：30～16：30
場　　所：ぱ・る・るプラザ京都　５階　会議室Ａ
参加者数：委員15名、河川管理者20名、委員傍聴者1名、一般傍聴者170名

### 1　決定事項

①今後の進め方について

・流域委員会として、河川管理者に提出する最終アウトプットは、１）河川整備のあり方に関する提言、２）住民意見聴取についての提言、３）河川整備計画原案についての意見書　の3つとする。
・委員会は流域全体についての検討を行い、各部会は各河川についての検討を行う。
・１）については、委員会の中間とりまとめを柱に深化させ、10月中に委員会としての提言をとりまとめる。原案に関する審議は、年度内を目途に行う。

②ワーキンググループ（以下WG）の設立に関して

委員会の下部組織として、水位管理WG、水需要管理WGに加えて、一般意見聴取WG、ダムWGを新たに設立する。WGのメンバーは、部会横断的に構成することとし、各部会からの推薦をもとに、運営会議メンバーで決定する。

③規約の改正について

資料4の改正案にWGリーダーの決定および改正期日についての記述を加え、改正することが了承された（出席者15名に欠席者3名の委任状を加え、規約改正に必要な委員数16名以上の同意が得られた）。

### 2　審議の概要

①今後の進め方について

資料2-1「今後の流域委員会の進め方について」をもとに、委員会としての最終アウトプットや検討体制、スケジュールについて議論が行われ、上記「1.決定事項」の通り

決定された。

②河川管理者およびＷＧからの情報提供と意見交換

河川管理者より、水資源開発基本計画（フルプラン）と河川整備計画の関係等についての説明と水需要管理ＷＧからの報告が行われ、水需要管理についての意見交換が行われた。また、水位管理ＷＧからの報告と意見交換が行われた。

③規約の改正について

資料4の改正案（委員会ＷＧおよびＷＧ専任委員の任命について明記）をもとに議論が行われ、上記「１.決定事項」の通り決定された。

④一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から、「水質問題についてもＷＧをつくるべきではないか、委員間で"自然"という言葉の共通認識を持つべきではないか、整備計画の優先順位に関する議論が足りないのではないか」との発言がなされた。

## ３．主な意見

①今後の進め方について

＜アウトプットとスケジュールについて＞

資料2-1をもとに、委員会として河川管理者に提出する最終のアウトプット、今後スケジュールの確認等について説明が行われた。

・流域委員会として最終的に河川管理者に提出するアウトプットは、①中間とりまとめを発展・深化させた最終提言、②住民意見の聴取・反映についての提言、③河川整備計画原案についての意見書の3つを考えている。（委員長）

・スケジュール(案)では、10月から11月に最終提言を出すことになっているが、なるべく早く9月頃に出すべきではないか。

・9月12日の第14回委員会で素案を出したい。ただ、ＷＧからの提案も取り込むためには、完成はもう少し遅れると思う。（委員長）

＜ワーキンググループ（ＷＧ）設立について＞

庶務より、資料2-2をもとに新たなＷＧの設立について説明が行われた。すでに開設されている水位管理ＷＧ、水需要管理ＷＧに加えて、一般意見聴取ＷＧ、ダムＷＧを設立にするにあたり、その目的や内容、メンバーの選出方法等について議論のたたき台が示された。

・淀川水系の全てのダムについて踏み込んで議論を行うためには、メンバー選出をしっかり考える必要がある。

・新しいＷＧの設立には賛成だが、メンバーの選出がダムＷＧだけ各部会から3人となっており、既にある2つのＷＧと扱いが違うのは問題がある。水需要管理や水位管理ＷＧについても扱いを同じにすべきである。ＷＧで具体的なことも含めて全て議論するのなら、既存のＷＧについてもメンバー構成をもう一度考え直すべきである。

・ダムの問題は、委員会として横断的、全体的な議論をすると同時に具体的なダムの是非についても議論しなければならない。そういう意味で少し他のＷＧとは違っていてもよいと思う。（委員長）

・ダム問題については、必要性について委員会として流域全体の考え方をまず整理しておくべき。時間があまりないことを考えると、個別のダム事業については部会ではなく委員会のＷＧで検討するべきではないか。

・たしかに時間はないが、委員会だけでは不十分である。やはり各部会でもＷＧをつくり連携を図っていくべきである。しかし、各部会でダムのＷＧを作らないなら、委員会で個別のダムについて議論しなければならない。（委員長）

・委員会のダムＷＧでは、個別のダムを念頭において一般的な問題を話しあい、最終的には個別のダムについても委員会の方で判断してもらいたい。そして、それを各部会が段階的にもう一度再評価することではどうか。

・個別のダムの問題をどこで議論するかについては今ここで決定せず、ある程度統一的な議論が終わってから考えてもよい。1、2回時間を詰めて議論すれば基本的な議論はできるだろう。

・一般的な方向性を出す視点で、まず委員会のＷＧで議論いただき、それを受けて部会で個別のダムについて議論して頂く方向でいく。メンバーについては少し考える必要がある。（委員長）

・メンバー構成については、休憩時に臨時運営会議を開いて意見をまとめてはいかがか。

この後、メンバー決定の方針を固めるため、休憩時間に臨時の運営会議が行われ、メンバーについては、各部会から3人程度推薦頂き、運営会議で決めることが決定された。

②委員会ワーキンググループに関する情報提供と意見交換

＜水需要管理ＷＧおよび河川管理者からの報告＞

今本ＷＧリーダーより、資料1-1をもとに、水需要管理ＷＧの経過について報告が行われたあと、河川管理者より、フルプラン（水資源開発基本計画）と河川法の関係に関する説明が行われた。

[説明要旨：資料3-1　現状説明資料（フルプランについて）]

○フルプランについて

・水資源開発基本計画（フルプラン）は、水資源開発促進法に基づいている。１）水の用途別需要の見直しおよび水の供給目標、２）供給目標を達成するための必要な施設の建設に関する基本的な事項、３）その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項がその内容に盛り込まれている。

・１）の水需要予測は、利水事業者により水道用水、工業用水、農業用水など用途別、事業者別に、節水も視野に入れたうえで試算される。それぞれ、水道法（主務大臣：厚生労働大臣）、工業用水道事業法（主務大臣：経済産業大臣）、土地改良法（主

務大臣：農林水産大臣）にもとづいて予測が立てられ、それをフルプランが需要としてオーソライズする。水道用水については、水道事業者である市町村等の予測にもとづいて議会での承認等を踏まえて厚生労働省の許可を得る。

・利水事業者の需要予測にもとづいて、２）として供給対策が考えられる。新たな水資源が必要となった場合は、ダム開発、水の再利用、これまで開発された水の再配分という３つの選択肢がある。

・ダム開発は、利水専用ダムと多目的ダムに分けられる。多目的ダムは国土交通省が事業主体となりえる。利水専用ダムは、国土交通省は事業主体となりえないが、河川管理者としての関係が出てくる。

・３）水利用の合理化等については、たとえば農業用水の合理化事業が行われている

○河川法との関係について

・河川法（河川整備計画）として関係があるのは、新規ダム開発や水の再配分時における取水の許可（水利権）と渇水時の渇水調整（取水の制限）である。

・河川管理者は、法的にはフルプランによってオーソライズされた水需要の予測に対して意見を言う権限はないが、多目的ダムの事業主体として、水利権を許可する立場として、需要について物を言い得る。

●意見交換

・この流域委員会での水需要の議論をフルプランに反映してもらいたいが実際は難しい。そのあたりを含め、WGとしての成果をどうするか、また国土交通省としてWGに何を期待されるか議論していただきたい。（委員長）

・WGとしては、やはり水需要管理のあるべき姿を追い求めるべきである。水需要については、予測と実態の乖離が一番の問題だが、河川管理者の権限外のことも含めて突っ込んで議論していきたい。（WGリーダー）

・議論はよいが、それを河川整備計画にどう反映させていくか考える必要がある。（委員長）

・水需要を予測するのは利水事業者である。利水事業者が出す予測は、法律に基づいており、議会や審議会でも了承を得ているため、それなりに説得力がある。意見を言いにくいのが現状である。（河川管理者）

・もし、利水事業者側から膨大な水需要を要求されると、開発する側がそれに追いつかないこともありうる。やはり水を要求する側もある程度意識を変える必要がある。WGの議論がそのための一種の起爆剤になればよいと思う。（WGリーダー）

・需要をコントロールすることも大事だが、水を供給する実力があるかどうかの判断も重要。雨の降り方や気候変動によって、今後の需要が相当変わってくることも視野に入れて議論する必要がある。（委員長）

・最近の雨は、降る時には大量に降って、降らない時は全く降らないという傾向にあり、利水の安全度が低下している。（河川管理者）

・先ほどの河川管理者からの説明は、フルプランの内容が決まらないと整備計画が作れないということなのか、それとも流域委員会の意見に合わせてフルプランの方が変わっていくことに期待するということなのか。





・今、まさにフルプランは改定作業に入っている。現状では、水需要をオーソライズするのはフルプラン側の権限なので、現在、改定作業に入っていることからどうしても向こうのスケジュールに影響されることになる。（河川管理者）

・それであれば、水需要の問題については、今ここで議論するのではなく、フルプランの側で妥当な結果が出ることを期待して、その後で議論した方が、議論を進めやすいのではないか。

・必ずしもフルプランの結果を受けて河川整備計画ができるものでもなく、お互いに連携していくものだと思っている。ここで議論を先送りしてしまうと、こちらからは何もコメントできなくなる。委員会の議論は、需要に追随する従来の方式から変換するということだと理解している。流域委員会は、河川管理者の権限外のことについても積極的に提言していく方針をとっているため、水需要に対して何らかの意見を出すことは有り得ると思う。（河川管理者）

・法の仕組みとしては、利水者の水需要予測に従ってフルプランが作られ、それに合わせた形で河川整備計画が作られるという流れになっている。これを変えるべきと言っているのだが、現在の法の仕組みの中で、どう変えることが可能かということを言うべきである。それは、法の仕組みを変えずに流れを逆にして、河川整備計画をもとにフルプランや需要予測を変えざるを得ないようにすることも可能なのでそういう手法を示していけばよい。

＜水位管理WGからの報告＞

桝屋WGリーダーより、資料1-1をもとに水位管理WGの経過について報告が行われた。

・好ましい水位操作法を考えるための要因は何か？（委員長）

・琵琶湖やダムの水位操作が、下流の生態系にどんな影響を与えるのか、たとえば、水位変化が、魚類の産卵行動に与える影響などを整理している。次に、水位操作の管理のあり方を変えるのかどうかについては、今後の課題である。（WGリーダー）

・これまでは、ダムや琵琶湖ではできるだけ水を節約し、利水上必要最小限の水しか流さないという方針だった。今後、下流の生態系を守るために放流量を増やすことになれば、必ず利水の安全度の低下につながる。バランスをどうとるかしっかり議論する必要がある。（河川管理者）

・一定期間の放流量のトータルを同じにすれば、現在と同じ容量で利水の安全度を下げないことも可能である。生態系を守るための水位管理を行ったとしても必ずしも無駄に放流することにはならない。琵琶湖の水位を夏期制限水位に下げる時に、一様に下げずに中小洪水を起こすような下げ方をすることも考えられる（委員長）

・WGでは、洪水期に琵琶湖の水位を下げていることが、生態系に影響を与えているとの指摘がなされている。これは、下流と言うよりもむしろ琵琶湖周辺の治水とも関係が出てくる。重要な問題だと感じている。（河川管理者）

③規約の改正について

庶務より、資料4をもとに淀川水系流域委員会の規約を改正することになった経緯、規約の改正案、改正のために必要となる条件等について説明が行われた。議論が行われた結果、改正案に以下の変更を加えることで承認された。

・資料4の改正案の5条2項を、「WGのリーダーおよびメンバーは…」とする。

・付則については改正期日について記述する。

（出席者15名に3名の委任状を加え、規約改正に必要な委員数16名以上の同意が得られた）

④一般傍聴者との質疑応答

一般傍聴者1名から発言があり、意見交換が行われた。

・水質問題は重要である。農業用水や農薬など国土交通省の権限外のことも多いが、水需要管理のように、WGを作って検討する必要があるのではないか。

・中間とりまとめに「自然との共生」、また「自然と上手に付き合う」との記述があるが、この場合の「自然」の定義を各委員で共通認識をもつ必要があるだろう。先に開催されたシンポジウムでは、委員間で意見の食い違いが見られた。

・優先順位とは、「どこから整備を始めるのか」という単なる作業順序の意味ではない。河川の多様な機能、形質など様々な問題の中で互いに抵触するものが出てくる中で、優先度をどう考えるかという問題である。（以上、傍聴者）

・水質問題については、次回辺り、検討させていただきたいと思う。河川管理者の権限外の部分も含めて最終提言に記述していく必要がある。自然についての認識は、人によって違うものであるし共有することはできないと思う。問題はどう河川整備計画に関係してくるかだ。また、優先順位についてだが、先ほどの質問はむしろ、治水、利水、環境のバランスについての問題である。（委員長）

・自然についての認識の違いについてだが、行政体の見解や法律の用語などと違って何かを検討するときは、むしろ全員の認識が一致していることのほうが危険だ。違いがあるからこそ、行き着く先が豊かになるのだとも思う。

・シンポジウムの時の委員2人の食い違いは、自然についての認識の違いではない。こうあるべきだという理論と、そのプロセスに関する話である。

・フルプランもそうだが、バージンの水を量としてどう分けるかばかりが話し合われている。淀川には、何回も利用されている水が多いので質についても十分考える必要がある。河川サイドでできるかどうかは難しい面もあるが、水質管理のガイドラインみたいなものを作るところまでは進める必要があると思う。

・中間とりまとめでは、水質に関する記述が少ないので、是非、今後の議論で強化を図りたい。（委員長）

・水質については、「泳げる川」、次に「水が飲める川」、さらには「水がおいしい川」といった捉え方で見直すことも重要。

以上

※説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。
尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

## ■説明資料一覧

配布資料

| 資料リスト | | 資料請求No |
|---|---|---|
| 議事次第 | | R13-A |
| 資料1－1 | 委員会および他部会の状況（中間とりまとめ以降） | R13-B |
| 資料1－2 | 淀川水系流域シンポジウム（2002.6.23開催）結果報告 | R13-C |
| 資料1－3 | 委員会中間とりまとめ（020509)に関する委員と河川管理者との意見交換 | R13-D |
| 資料1－4 | 琵琶湖部会中間とりまとめに関する委員と河川管理者との意見交換の概要 | R13-E |
| 資料1－5 | 淀川部会中間とりまとめ（020514)に関する委員と河川管理者との意見交換の概要 | R13-F |
| 資料1－6 | 猪名川部会中間とりまとめに関する委員と河川管理者との意見交換の概要 | R13-G |
| 資料2－1 | 今後の流域委員会の進め方について | R13-H |
| 資料2－2 | 新たな委員会ワーキンググループ（WG）の設立について | R13-I |
| 資料2－3 | 7月～12月の委員会、部会、運営会議の日程について | R13-J |
| 資料3－1 | 現状説明資料（フルプランについて）：近畿地方整備局提供 ◎ | R13-K |
| 資料3－1補足 | 淀川水系における水資源開発基本計画 | R13-L |
| 資料3－2 | 淀川水系の浸水想定区域の指定・公表について：近畿地方整備局提供 ◎ | R13-M |
| 資料4 | 淀川水系流域委員会規約の改正について | R13-N |
| 資料5 | 流域委員会の運営に関するお知らせ（第13回運営会議より） | R13-O |
| 参考資料1－1 | 委員および一般からのご意見 ◎ | R13-P |
| 参考資料1－2 | 一般からの中間とりまとめへのご意見 | R13-Q |

注1： 紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.11の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください

注2：「◎」のついた資料は原本はカラーとなっていますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、カラーで閲覧頂けます。

# 第13回委員会の資料より抜粋

## ■河川管理者説明資料より

河川管理者より、資料3-1「現状説明資料（フルプランについて）」を用いて、水資源開発基本計画（フルプラン）と河川法の関係について説明が行われました。以下に資料より、主なものを抜粋して掲載いたします。

### ●フルプランと河川整備計画

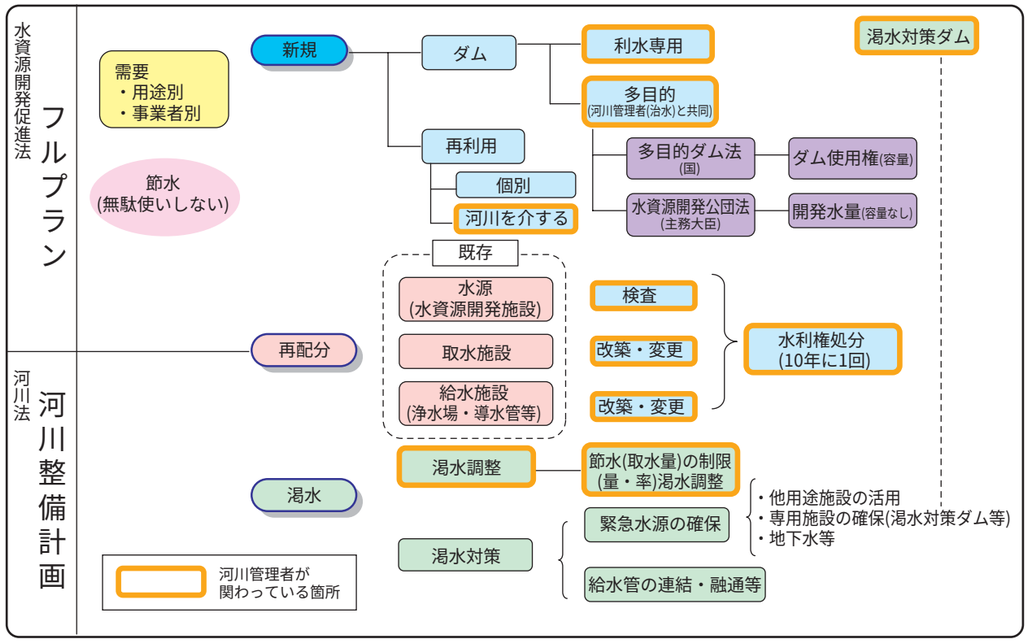


### ●水資源開発促進法

■水資源開発水系の指定
全国7水系
淀川水系、昭和37年4月水系指定

■水資源開発基本計画の決定
淀川水系
昭和37年8月計画決定
昭和47年9月水需給計画の決定
(一部変更・全部変更)
平成4年8月、水需給計画の決定





### ●水資源開発基本計画決定の流れ

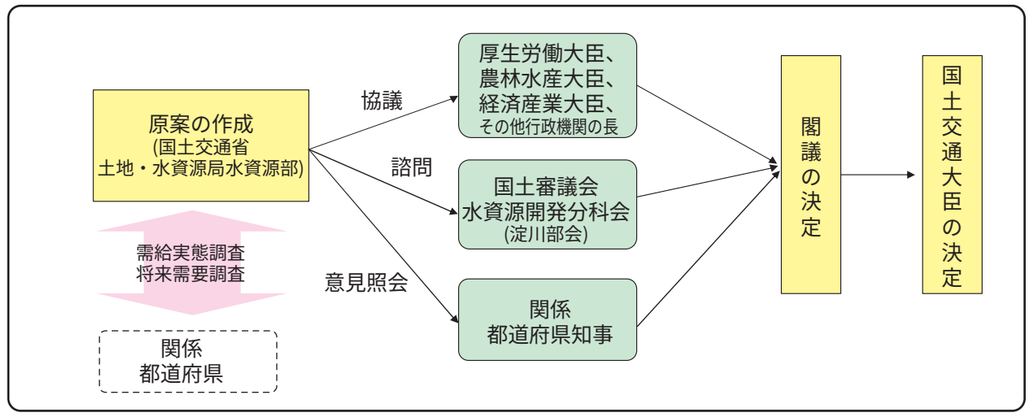


### ●水需要の予測について

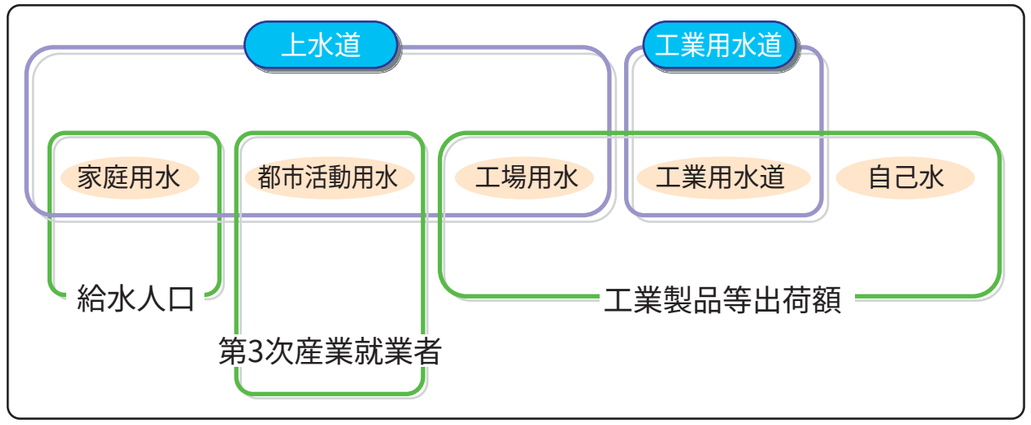


### ●河川法における取水の許可

■水利用の実効性
○水利用が確実に行われるか？
○独占排他的に使用させる必然性
■水源の有無
○河川の機能を維持したうえで取水可能な水源があるか
○他の利水者に悪影響がないか
■許可の期間・内容
○通常10年間、発電は30年間
○取水の条件・取水位置・構造

# これまで開催された委員会および部会等について

第13回委員会（平成14年7月30日）までに、以下の会議が開催されています。

| 委員会 | |
|---|---|
| 第1回 | H13/2/1（木） |
| 第2回 | H13/4/12（木） |
| 第3回 | H13/6/18（月） |
| 第4回 | H13/7/24（火） |
| 第5回 | H13/9/21（金） |
| 第6回 | H13/11/29（木） |
| 第7回 | H14/2/1（金） |
| 第8回 | H14/2/21（木） |
| 第9回 | H14/3/30（土）（意見聴取の会含む） |
| 第10回 | H14/4/26（金） |
| 第11回 | H14/5/15（水） |
| 第12回 | H14/6/6（木） |

| 琵琶湖部会 | |
|---|---|
| 第1回 | H13/5/11（金） |
| 第2回 | H13/6/8（金）（現地視察） |
| 第3回 | H13/6/25（月）（現地視察） |
| 第4回 | H13/8/22（水） |
| 第5回 | H13/10/12（金） |
| 第6回 | H13/11/1（木） |
| 第7回 | H13/11/20（火）（現地視察） |
| 第8回 | H13/12/21（金）「意見聴取の試行のための会」 |
| 第9回 | H14/1/24（木） |
| 第10回 | H14/2/19（火）（意見聴取の会含む） |
| 第11回 | H14/3/13（水） |
| 第12回 | H14/4/7（日） |
| 第13回 | H14/5/12（日） |
| 第14回 | H14/6/4（火）（現地視察） |
| 第15回 | H14/6/17（月） |
| 第16回 | H14/7/4（木） |

| 淀川部会 | |
|---|---|
| 第1回 | H13/5/9（水） |
| 第2回 | H13/6/2（土）（現地視察） |
| 第3回 | H13/7/6（金） |
| 第4回 | H13/8/9（木）（現地視察） |
| 第5回 | H13/8/11（土）（現地視察） |
| 第6回 | H13/8/19（日）（現地視察） |
| 第7回 | H13/9/10（月） |
| 第8回 | H13/10/31（水） |
| 第9回 | H13/11/26（月） |
| 第10回 | H13/12/17（月） |
| 第11回 | H14/1/26（土）（意見聴取の会含む） |
| 第12回 | H14/2/5（火） |
| 第13回 | H14/3/14（木） |
| 第14回 | H14/4/5（金） |
| 第15回 | H14/5/27（月） |
| 第16回 | H14/6/24（月） |

| 猪名川部会 | |
|---|---|
| 第1回 | H13/5/23（水） |
| 第2回 | H13/6/7（木）（現地視察） |
| 第3回 | H13/6/21（木）（現地視察） |
| 第4回 | H13/8/7（火） |
| 第5回 | H13/10/9（火） |
| 第6回 | H13/12/18（火） |
| 第7回 | H14/1/18/（金） |
| 第8回 | H14/1/27（日）（意見聴取の会含む） |
| 第9回 | H14/2/15（金） |
| 第10回 | H14/3/4（月） |
| 第11回 | H14/6/11（火） |
| 第12回 | H14/7/11（木） |

| その他 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 設立会 | H13/2/1（木） | 第1回 合同勉強会 | H14/4/11（木） |
| | 発足会 | H13/2/1（木） | シンポジウム | H14/6/23/（日） |
| | 第1回 合同懇談会 | H13/2/1（木） | | |





# 当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。
ただし、以下の点にご注意下さい。

・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

## ●ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

http://www.yodoriver.org

## ●郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）

ご希望の方は、別紙②の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

## ●閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。